業務用ディスポーザー SS シリーズ

型式	投入方式	電圧	出力	処理能力	使用水量	モーター保護機能	外装	重量
SS-100	連続投入方式	単相 100/200V 50/60Hz	1 馬力	約 2kg/ 分	19ℓ/ 分	オーバーロードスイッチ	ステンレス銅、クロームメッキ鋼板製	23kg
SS-200		3 相 200V 50/60Hz	2 馬力	約 5kg/ 分	26ℓ/ 分			31kg
SS-300			3 馬力	約 8kg/ 分	30ℓ/ 分			50kg

機種選択チャート表

人数 / 1 食	業務用ディスポーザー選定の目安
1 ～ 150	SS-100 または SS-200
150 ～ 300	SS-200 または SS-100× 2 台
300 ～ 500	SS-300 または SS-200× 2 台
500 ～ 750	SS-300× 2 台
750 ～	組み合わせによる

茨薬検D第240号（04S0001）

シンク・ボール

制御盤

Our Town, Our Future.

esco

株式会社 日本エスコ
http://www.esco-j.com

お問い合わせは

＊リース・ローンもご相談受け付けています。　＊内容は予告なく変更されます。現況を優先ください。

Our Town, Our Future.

esco

Commercial Kitchen Garbage & Waste Disposers

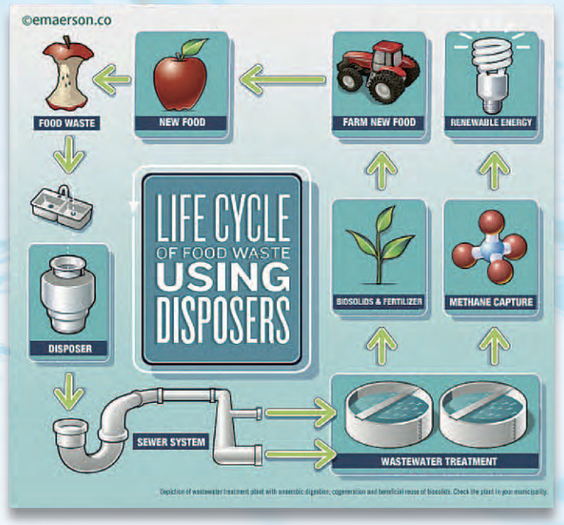

ISE 業務用ディスポーザー

生ゴミ処理機 GARBAGE-PRO

生ゴミを発生毎に即時処理

業務用ディスポーザーは水と一緒に生ゴミを排水口から投入。高速回転する回転盤により生ゴミは壁面に叩きつけられハンマーと壁面固定刃でコナゴナに強力粉砕。バケツ一杯の生ゴミを 2~5 分程度で高速処理します。

- **毎月のゴミ処理費用のコスト削減に**
  （生ゴミは 70% 以上が水分。事業系一般廃棄物の重量が激減）
- **生ゴミの後始末、臭いから労働開放**
  （臭いのある店内はお客様が不快になりバイトも居つきません）
- **食中毒、衛生、不廃物対策に**
  （ネズミ、ゴキブリ、ハエなどの餌が屋内外から消滅）
- **作業オペレーションの改善に**
  （作業箇所ベース設置で生ゴミを発生即時処理）
- **リース・ローンの利用で導入初月より キャッシュフローがプラスに**

Selecting a Commercial Disposer

処理対象人員

ISE-SS100
処理能力 2 kg / 分

ISE-SS200
処理能力 5 kg / 分

ISE-SS300
処理能力 8 kg / 分

500 人以上はオペレーションを考慮し複数台を組み合わせ配置します。

- 耐腐食製ステンレス鋼採用の長寿命設計
- 処理室上部 18 ㎜ゴム採用の防振設計
- 空冷式交流誘導モーター採用による高負荷対応設計
- 処理刃は鍛造ニッケルクローム合金採用
- ダブルデーパ・ベアリング採用
- 各オプションで自動給水可

茨薬検D 第240号（04S0001）適合

既存シンク設置例

インシンクイレター（ISE）とは

「インシンクイレーター」はディスポーザーを発明し世界 80ヶ国、市場占有率75%を誇る No.1 ブランド。ディスポーザーとして、生ゴミ処理機の前処理用として圧倒的な指示を受けています。ISE（アイ・エス・イー）の愛称で親しまれています。

設置例

大小飲食店、スーパー、食品工場、ホテル、旅館、空港、病院、学校施設、寮、食堂、市場、商業・公共施設、ゴルフ場、その他あらゆる施設で利用されています。

生ゴミを瞬時に 1/2 に減容 食品リサイクル法に対応

STEP1 粉砕 水とともに生ゴミを投入口に入れ強力に粉砕します。

STEP2 分離 「個液分離技術」により粉砕脱水された生ゴミと排水を分離します。

STEP3 回収 約 1/2 に減量・減容された生ゴミは自動的に専用トレイに回収されます。

粉砕した生ゴミを独自技術の個液分離装置で排水と分けて生ゴミを脱水。約 1/2 に減容します。

減容した生ゴミは廃棄または肥料としても再利用可能。食品リサイクル法に対応した生ゴミ処理機です。コスト削減から法対策まで手間やコストを大幅にカットします。

仕様

型式	寸法（mm）			処理能力	処理方式	電源	消費電力（kW）	重量（kg）
	間口	奥行	高さ					
GP-5000	900	600	850	2kg/ 分	粉砕・固液分離機	三相 200V	0.95	138

食品リサイクル法

下記ほとんどの生ゴミが減量、減容が可能

野菜・魚類・炭水化物（麺類等）肉類・果実・骨（鳥・魚）・甲殻類・貝類

食品リサイクル法対応

農水省による食品リサイクル法（全ての食品関連業者は食品廃棄物の発生抑制・再生利用・減量化に取り組み実施率 20% が目標数値）が平成 13 年 5 月より施行され、平成 18 年度までに年間排出量 100t 以上の事業者が目標数値に満たない場合、「勧告」⇒「公表」⇒「命令」⇒「罰金」というように罰則が科せられます。

また、食品廃棄物の再生利用をしない場合、減量に関しては外注はしてはならない事になっています。つまり、確実にゴミを減らす為には生ゴミ処理機が今後、不可欠なものとなります。